

# 文化むら エコカルチャー計画

作成：平成 19 年 9 月

改正：平成 23 年 7 月

Ⅱ-2. - ⑩を追加付記

改正：平成 27 年 12 月

6 ページ⑩の外灯

外灯＝電灯数の 50%削減を 削除

今日の環境問題は地球温暖化やオゾン層の破壊など、地球規模の問題にまで発展しています。特に地球温暖化は、大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスの濃度の増加に伴い太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部がバランスを超えて温室効果ガスに吸収され、地表面の温度が上昇する現象です。急激な気温の上昇は、海水面の上昇による陸地の減少、豪雨や干ばつ等の異常気象の増加、農業生産や水資源への影響など人間生活への甚大な影響があると考えられています。

地球温暖化防止について、1997 年（平成 9 年）に開催された地球温暖化防止京都会議において京都議定書が採択され、日本では 2008 年から 2012 年までに 1990 年レベルから温室効果ガスを 6%削減することとされています。

これを受けて平成 10 年 10 月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定されました。（平成 11 年 4 月施行）この法律では、地方公共団体の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出削減等のための措置に関する計画を策定することが義務付けられました。（第 21 条）

環境問題の多くは、日常生活や通常の事業活動に起因しています。事務事業を行なうことで環境に負荷を与えていることを深く理解し、職員一人一人があらゆる面で環境に配慮した行動をとることが望まれます。

施設の性質上、職員一人ひとりがサービスの提供に努め、稼働率及び利用人数が上昇するに比例して温暖化効果ガス排出量も上昇するという環境ではあるが、全職員が環境負荷軽減のために努力と工夫を継続し、さらに家庭や地域でも環境に配慮した取り組みを実践していくことで、環境問題に対する取り組みが少しでも進んでいくことを目的に計画を策定する。

## I 基本的事項

### 1. 目的

本計画を地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項の規定に基づく地方公共団体の実行計画策定義務化を踏まえ、“1990年比温室効果ガス25%削減のための国民運動「チャレンジ25キャンペーン」に積極的に参加し、公の施設を預かる指定管理者の立場からISO14001の大泉町環境方針に基づき環境に配慮した管理運営を全職員一体となって推進する。

### 2. 対象となる事務及び事業

本計画の対象となる事務及び事業は、文化むら自ら実施する事務及び事業全般とする。ただし、民間等に委託して行なう事業は含まないとするが、施設の管理に関する受託業者に対して可能な限り本計画に準じて環境への配慮を行なうよう要請する。

### 3. 計画期間

本計画の期間は平成20年度から28年度までの9年間とする。ただし、技術の進歩及び状況の変化等を踏まえて適時見直しを図るものとする。

### 4. 計画の基準年

光熱水費については、天候等に大きく左右されるので、本計画の基準値は、平成15年度～19年度の5年間の平均値とする。他の使用量及び排出量については計測開始時等の都合上、別記Ⅱの1.に記載の基準値とする。

## II 目標と取り組み

### 1. 目標

目標については、いずれの項目についても基準年度である平成15年度～19年度の平均値と比較して削減を図るものであり、下記項目いずれも15%削減と高い目標値を設定し、職員一人ひとりの意識改革も合わせて達成するよう努めることとする。

項目	H15～19年度実績 平均使用量	※1 排出係数	温室効果ガス 排出量	目標値
電気使用量	814,176kwh	0.339	276,005.7kg	15%削減
ガス使用量	44,036 m <sup>3</sup>	3.000	132,114.0kg	15%削減
上水道使用量	8,976 m <sup>3</sup>	0.580	5,205.5kg	15%削減
燃料（ガソリン） 使用量 公用車2台 ・レガシー ・サンバー	1,036ℓ	2.32	2,403.52kg	15%削減

項目	H17～19年度実績 平均使用量	排出係数	温室効果ガス 排出量	目標値
※2 コピー用紙使用量 (A4版換算)	359,626枚	1.37	492,688kg	15%削減

項目	H19年度実績	排出係数	温室効果ガス 排出量	目標値
※3 廃棄物	1,714.8kg	0.84	1,440.4kg	15%削減

項目	上記項目全ての温室効果ガス排出量の合計	目標値
温室効果ガス 排出量の基準値	417,661.8kg（約418トン）	15%削減

- ※1 電気のCO<sub>2</sub>排出係数は東京電力、電気以外の排出係数は環境省の資料から引用。
- ※2 コピー用紙使用量については記録開始が17年度からのため、基準値を平成17年度～19年度の平均値とする。
- ※3 廃棄物排出量については記録開始が18年度9月からのため、基準値を平成19年度実績とする。また、対象は可燃ごみのみとする。

## 2. 取り組み

環境月間である6月及び地球温暖化対策推進月間である12月を「エコ強化月間」とし、重点的な取り組みをいたし、目標達成へ向けて推進する。

上記の1. 目標を達成するため、以下の具体的な取り組みを図るものとする。

### ① 電気使用量関係

- ・貸出施設を含め使用していない施設及び箇所はこまめに確認し、消灯するよう心がける。
- ・貸出施設を含め使用していない施設及び箇所はこまめに確認し、空調を落とすよう心がける。
- ・自然光が効果的に差し込んでいる場合も含め、安全が担保できる場合、調光及び部分を含む消灯に心がける。
- ・白熱球から丸型蛍光灯またはLED球へ順次移行させる。

### ② ガス使用量関係

- ・貸出施設を含め使用していない施設はこまめに確認し、空調を落とすよう心がける。
- ・貸出施設及びお客様共用部分を除く部屋等については、空調効率を高めるため、ドアは必ず閉めておく。
- ・クールビズ・ウォームビズの励行に努め、設定温度の適正化（冷房：28度、暖房：20度）を守る。
- ・外気温を念頭に入れ、施設の実際の室温を常時確認するよう心がける。

### ③ 上水道使用量関係

- ・トイレ等の漏水点検を常に励行する。
- ・水道メーターの計数を常に監視する。
- ・各蛇口にある元栓の開口量を必要最低限度に設定する。
- ・池の水は常にきれいであるよう努め、清掃・水替えの回数を減らすよう心がける。

④コピー用紙使用量関係

- ・使用済みコピー用紙及び不要チラシの片面利用を励行する。
- ・メール等を活用し印刷物の減量化を図る。
- ・縮小する等の工夫に努め印刷物の減量化を図る。

⑤廃棄物排出量

- ・大泉町条例に則ったゴミの分別を励行し、リサイクルに努める。
- ・再利用できる用紙等の資源はリサイクル業者に持ち込む。
- ・持ち込み古紙による CO2 排出抑制量（※4）は「Ⅱ 目標と取り組み」に掲げた「目標値」から算出した温室効果ガス削減量に加えるものとする。

※4 排出抑制係数は「福岡県庁ホームページ・環境家計簿」から引用。

⑥燃料（ガソリン）`使用量

- ・排気量の小さく、燃費のよい車種を使用する。
- ・タイヤの空気圧の調整等、定期的な点検・整備を行なう。
- ・近距離の用務には徒歩や自転車の利用に努める。
- ・人待ちや荷物の積み下ろしの際等、停車中はこまめにエンジンを切るよう努める。
- ・合理的な走行ルートを選択する。
- ・急発進、空ふかし、急加速をやめ経済運行速度を励行する。

⑧その他の関係

- ・プリンターでの印刷については、できるだけインクを消費しないようなモードで印刷をする。
- ・自動販売機の新設・更新にあたっては、省エネルギー型のものへの転換を設置業者に要請するよう努める。
- ・備品、消耗品等の購入品はグリーンマーク製品を優先的に購入する。
- ・使い捨て製品の購入をできるだけ避け、詰め替え・交換式のものを購入する。

⑨事業所外の取り組み

- ・ノーマイカーデーを随時設ける。
- ・エコバッグを活用する。

#### ⑩東日本大震災による電力供給不足への取り組み

- ・平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、計画停電を実施するなど東京電力管内の電力供給力が大幅に減少している。

群馬県の「県有施設について、前倒しして取り組みを進めるため、当面これまでの国の考え方（15%削減）に基づき、それに上乗せし20%削減することを基本に、率先して省エネ、節電に取り組む」という方針を踏まえ、下記のとおり使用最大電力の削減目標値を設定し、電力供給不足解消の一助とするとともに、CO2 排出量削減へ繋げる。なお、国または県の方針が示されたときは、必要な見直しを図る。

#### 使用最大電力削減目標値

平成 22 年度夏の使用最大電力 434KW の 20%削減 →

目標使用最大電力	347KW
----------	-------

- 照明関係→大・小ホール＝客席照明 20%削減
  - 展示ホール ＝電灯数の 20%削減
  - その他館内 ＝電灯数の 50%削減（オープンスペースは 75%）
- 空調関係→全施設 ＝室内温度 28 度の設定
- 動力関係→中央池 ＝循環ポンプの停止（通年）
  - 資料館池 ＝ " （通年）
  - 外堀側溝 ＝ " （通年）
- トイレ関係→ ＝便座温度と温水温度の下方設定

### Ⅲ 計画の点検・見直し

#### 1. 点検

計画の実効性を確保するため、環境活動推進員（担当者）は「エコカルチャー活動取組点検表」により、月単位による比較を算出し、毎月の累計を事務室内に掲示するものとする。達成率が不十分な項目については、改善を努めるよう指示をする。

#### 2. 見直し

計画の中間年である平成 22 年度に見直しを行い、エネルギー等の使用量及び温室効果ガスの削減率について具体的な数値目標を設定することとする。また、計画の進捗状況、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の内容を見直すものとする。

### Ⅳ 公表

計画の進捗状況についてはホームページ等で、毎年度公表することとする。